

質問回答

NO.	質問	回答
1	3. 業務の内容 (1) 業務打合せ等 ・「モニタリング内容の調整や結果の説明のために福島県及び周辺県の自治体や漁業関係者等との打合せを計5回程度行うこと」とあるが、貴省が実施する打合せに同行するのか、それとも請負者が主体となって打合せを行うのか。	基本的には環境省が実施する打合せへの同行を想定しています。
2	(2) 海域環境モニタリングの実施 (サンプル採取について) ・別表1の※5「海水浴場として使用される期間中」のサンプル採取は、ALPS 処理水の放出開始後に実施した方が良いか。	具体的な放出開始時期が決まっていないため、契約締結後に環境省から指示します。
3	(2) 海域環境モニタリングの実施 (サンプル採取について) ・仕様書に定められた遠景・近景・近接の写真以外に、サンプル採取を行っている作業風景の写真は必要であるとの理解で良いか。その場合、代表的なものだけで良いか。	仕様書に定める「遠景・近景・近接の写真」に作業風景の写真を含みます。写真は代表的なもので結構です。詳細については契約締結後に環境省から指示します。
4	(2) 海域環境モニタリングの実施 (サンプル採取について) ・サンプル採取時の動画は必要か。必要である場合、代表的なものだけで良いか。	状況に応じ動画撮影を依頼する場合がありますが、その場合も代表的なもので結構です。詳細については契約締結後に環境省から指示します。
5	(2) 海域環境モニタリングの実施 (サンプル採取について) ・令和4年度において決定された海水浴場の測点は、必ずしも遊泳許可エリアではなく、これに隣接した遊泳禁止エリアとなっている場合があるが、この認識で良いか。(海水浴場に隣接した遊泳禁止エリアに測点を設定している場所は、勿来海水浴場、久之浜海水浴場、北泉海水浴場、原釜尾浜海水浴場。遊泳許可エリアに測点を設定している場所は、岩沢海水浴場、釣師浜海水浴場。	基本的には令和4年度に採取した測点と同じ場所を想定しています。詳細については契約締結後に環境省から指示します。
6	(2) 海域環境モニタリングの実施 (分析方法について) 別表5の※1に、「分析は別表4の7核種と同時に行うことを想定する」とあるが、この「同時」とは「同時期」という理解で良いか。(厳密に同時は物理的に困難である。)	御理解のとおりです。
7	(2) 海域環境モニタリングの実施 (分析方法について) 別表5に示された測定方法では、対象外となる核種があるが、その場合、貴省担当官と請負者との協議の上で、測定方法を変更することは可能か。	業務の目的を適切に満足する範囲において、環境省担当官と協議の上で測定方法を変更することは可能です。ただし、変更の内容によっては変更契約が必要となる場合があります。
8	(2) 海域環境モニタリングの実施 (分析方法について) 別表6の前年度の試料を測定するにあたり、報告期限は設定されているのか。	報告期限は現時点では設定しておらず契約締結後に環境省と請負者との協議の上で決定する予定ですが、試料を受領後速やかに測定を開始してください。
9	(3) 放出開始直後のモニタリングの実施 放出開始直後のモニタリングと海域環境モニタリングの採取時期が重なった場合、可能な範囲で試料を兼用しても良いか。	問題ありません。
10	(3) 放出開始直後のモニタリングの実施 別表7・イについて、「図1及び2における黄星のうち、8測点程度を毎回抽出して実施することを想定」とあるが、選定される測点は放出口からどのくらいの距離か。	詳細な測点は今後東京電力の具体的な放出計画を踏まえて環境省において決定しますが、放水口近傍～50km以遠を想定しています。現時点の想定は2月7日のALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議資料4-2(4ページ目の図)を参照ください。 https://www.env.go.jp/content/000109581.pdf

11	（３）放出開始直後のモニタリングの実施 別表８・ウの※１及び※２について、同時測定で達成することは困難なことが想定される。具体的には、Cs-134とCs-137の検出下限目標値について、Ru-106を含む３核種の検出下限値を満足する同時測定では達成が難しい。このため、別表５にあるCs-134及びCs-137の検出下限値を満たすことを除外するか、大量の海水を採取しCs-134及びCs-137のみを別に精密分析を実施するか、どちらかが必要かと考えるが、見解をご教示いただきたい。	別表８・ウの分析に別表５の検出下限目標値は適用されませんので、※１に従いRu-106、Sb-125 及びCo-60の検出下限値を満足する条件で同時測定していただければ結構です。
12	（３）放出開始直後のモニタリングの実施 別表７・エについて、海水の60核種及びC-14分析には多量の海水（200L以上）が必要となるが、γ線スペクトロメトリー分析用の海水の他に60核種及びC-14分析用の海水を毎回採取する必要があるのか。	必要性が生じた場合に別途採取することを想定しており、毎回採取する必要はありません。
13	（３）放出開始直後のモニタリングの実施 別表７・エの60核種及びC-14の分析を実施した場合、その分析結果は、海域環境モニタリングの60核種及びC-14の分析（別表２）の結果と兼用しても良いのか。	別表７・エは必要性が生じた場合に採取することを想定しています。別表７・エの必要性が生じた時期と別表２の採取・分析を行う時期が重複した場合は、別表２の分析結果を活用することで別表７・エの採取・分析を行わないことも可能です。ただしその場合は、更に必要性が生じた場合に別表７・エを１回程度実施することとなります。
14	（４）モニタリング結果の取りまとめ・検討及び関連情報の収集・整理 「令和５年度中に他機関が実施する海域における放射性物質モニタリングについて結果を収集し」とあるが、他機関が実施する調査の結果は、貴省から提供されるのか。	基本的には請負者が収集することを想定しています（必要に応じて環境省において他機関への情報提供依頼等は実施することもあり得ます。）。
15	（６）IAEA等によるモニタリング結果裏付け対応 分析機関間比較の試料採取はいつ頃実施される予定か。	具体の時期はIAEAとの協議によるため未定ですが、令和４年度は11月に実施されました。詳細については契約締結後に環境省から指示します。
16	（６）IAEA等によるモニタリング結果裏付け対応 分析機関間比較は（２）海域環境モニタリングと同時期に実施するとあるが、併せて同時期に行うことが時間的に困難な場合、分けて実施しても良いか。	原則として可能な限り同時期に実施してください。
17	（６）IAEA等によるモニタリング結果裏付け対応 荒天等によりIAEA専門家等の立会いのもと試料採取が行えなかった場合、後日IAEA専門家の立会いなしで採取を実施すれば良いか。また、その場合、前処理の立会いの際の試料はどうするのか。事前に採取しておく必要があるのか。	立会い予定時期に先立つ（２）海域環境モニタリングにおいて多めに試料を採取する、後日立会いなしで採取する等、IAEAとの協議を踏まえ可能な範囲で臨機応変に対応をお願いします。
18	（６）IAEA等によるモニタリング結果裏付け対応 荒天等で作業船が出せない場合、採取の様子は動画を用いての説明で良いか。	IAEAとの協議により決定しますが、基本的には御理解のとおりです。
19	（６）IAEA等によるモニタリング結果裏付け対応 水生生物（魚類）について、単一魚種として必要量が採取できなかった場合、後日IAEA専門家の立会い無しで試料採取を実施するということで良いか。	後日の採取を含め、IAEAとの協議により決定します。